

## 勿凝学問 70

この国の政治家は支援者をないがしろにしてもいいらしい

パート労働厚年適用問題再考

2007年3月1日

慶應義塾大学 商学部

教授 権丈善一

昨年末、10年ほど前にケンブリッジに留学していた頃の友だちと、恒例の時期に恒例の場所での忘年会で久しぶりに会った。

その時のひとりの経済学者が、商店街活性化をやっているらしく、「もう、シンポジウムとかいろいろあって大忙しですよ」と。

そこで僕、「商店街のシャッター街化が進めば進むほど、シンポジウムが盛り上がるって仕組みなわけだ。でっ、そのシンポジウムは商店街活性化を願っているのか、それとも逆を願っているのか、本当のところどっちだ？」と——僕の周りに僕のような人がいるのは勘弁してもらいたいところであるが、幸いながら僕の周りには僕のような人はいない……。

「商店街活性化」——現代日本を語る際のキーワードであることはわかる。ゼミには地方都市駅前商店街の活性化を卒業論文のテーマにする学生がいたりするご時世でもある。そしてこの「商店街活性化」というキーワード、実は、当方が当面係わらせてられている「パート労働者への厚生年金適用問題」を語る際のキーワードでもある。今日は、そのことを説明しておこう。

「パート労働厚年適用問題と商店街活性化」が、どのようなつながりがあるのかについては、2年ほど前に書いた次の文章を引用しておく。

・・・「政策は、所詮、力が作るのもあって正しさが作るのではない」と考えるわたくしが、伝統的な厚生経済学は、現実を動かす力をもち得ない学問でしかないと指摘する理由のひとつでもある。

では、<現状と望ましい状況の間にギャップがあり、このギャップを埋める政策に実行可能性を与えたいというのであれば、その政策を支持する力を時間をかけてでも育てるしか方法はない>と思っているわたくしならば、どう論じるか？

「租税特別措置法としての厚生年金適用除外規定」

企業が2004年年金改革のなかで確保しきった広い(いい加減な)厚生年金適用除

外規定は、見方を変えれば、パート労働をかかえる企業への租税支出 (tax expenditure) ——本来支払わなければならない税金を、租税特別措置法によって減免するという形で支払われる補助金——の一種とみなすことができる。2004 年年金改革のときには、特に外食産業、流通産業が、厚生年金のパート労働者への拡張に反対した。これら産業のライバルである自営業者は、夫婦共々第一号被保険者として国民年金保険料のみならず国保健康保険料も支払っている。中小の小売流通業を営む自営業者たちは、みなさんの商売敵に政府が（社会保険料免除という形で）補助金を与えていることを、しっかりと知っておくべきであろうと思う。さらに、多くの経済学者は、社会保険の存在が非典型労働の増加に与える影響の方に興味があるようだが、わたくしは、社会保険適用免除という一種の租税特別措置法によって大手小売流通業に与えられる補助金が、中小小売流通業、特に町の商店街の衰退を加速させ、シャッター街を作り出している効果の方にこそ興味がある。当今のこの国の政府は、構造改革、構造改革と連呼しており、供給側の構造改革が大好きなようであるが、パートをかかえる大企業への租税支出という形での補助金の分配は、中小の小売流通業を営む自営業者たちを淘汰するための深遠な政策なのであろうと性格づければ、少なくとも首尾一貫した政策ではあると評価することもできない。

権丈(2006)『[再分配政策の政治経済学](#)』 pp.158-9.

今日、新聞記者に会った時に上のような話をしたら、「この本には、こんなことまで書かれているのですか!？」と驚かされてしまった。長年政治部で鍛え上げた記者の勘が、与党の支援者たちの商売敵に政府が（社会保険料免除という形で）補助金を与えているというメカニズムの指摘に目を輝かせてくれたようなのである。そしてその際の記者さんの表情が、この雑文を書く気にさせてくれたわけでもある。

考えてみれば当たり前のような気もする。

パート労働者への厚生年金適用逃れが、第1号被保険者の経営者中心の商店街とパート労働者を多く雇用する郊外の大規模店との間の公正な競争を妨げていることは、商店街活性化が強く言われている今日、深刻な政治問題として取り上げられるべきはずなのである。しかしながら、そうはなっていない。この国の政府与党は、みずからの支援者をないがしろにしていることを隠し通せると考えているようであるし、事実、そうなのであろう。